

## 正 誤 表

「令和3年3月期決算法人対応 決算・税務申告対策の手引」（令和2年12月発行）の記述に誤りがありましたので、お詫びの上、以下のように訂正させていただきます。

税務研究会出版局

### p. 314 別表1の27欄及び45欄

正しくは、それぞれ欄の外書に記載をします。

(27欄)

欠損金の繰戻しによる還付請求税額	27	外					4	6	4	0	0	0	0
------------------	----	---	--	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---

(45欄)

この申告による還付金額 (43) - (42)	45	外					4	7	7	9	2	0
----------------------------	----	---	--	--	--	--	---	---	---	---	---	---

### p. 330 5行目

(誤)

ただし、その場合は、原則どおり、翌課税期間の開始の日の前日までに「課税事業者選択不適用届出書」を提出する必要があることに留意が必要である。

(正)

その場合、翌課税期間の開始の日の前日までに「課税事業者選択不適用届出書」を提出することが本来は原則であるが、特定課税期間後の課税期間について、特例により課税事業者の選択をやめる場合の申請期限は、①特定課税期間の末日が、課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった課税期間の初日以後2年を経過する日（2年経過日）以後に到来する場合は、特定課税期間に係る確定申告書の提出期限、②①以外の場合は「2年経過日の属する課税期間の末日」と「課税事業者の選択をやめようとする課税期間の末日」とのいずれか早い日とされているため、上記の場合は②が適用され、翌課税期間の末日までに届出書を提出すればよいことになる。

### p. 330 19行目

(誤)

翌課税期間の開始の日の前日（令和3年3月31日）までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出することにより、令和4年3月期について課税事業者を選択することもできる。

(正)

特例の適用を受ける課税期間の末日の翌日から2ヵ月を経過する日(令和3年5月31日)までに「承認申請書」と「消費税課税事業者選択届出書」を提出することにより、令和4年3月期について課税事業者を選択することもできる。この事例のように、特例により1年間だけ課税事業者の選択をやめる場合、課税事業者の選択をやめる特例承認申請書の提出期限と、再び課税事業者を選択する場合の特例承認申請書の提出期限が同じ日になる点に留意が必要である。

以上